

# 1. 登校停止感染症の診断を受けた場合は、保健室に電話で発症報告をして下さい

## 2. 授業欠席・追試手続きが必要な方は、以下の手順を確認して下さい

主治医に感染症登校許可証明書を記載してもらおう

本学指定の感染症登校許可証明書を使用して下さい。  
\*必要事項が満たされていない場合は、再度、病院で追加記載となります。  
\*特に、本学指定外の証明書や診断書をお持ちの方は、保健室で手続きをされる前に電話で確認して下さい。

登校許可後、保健室で手続きを行う

感染症登校許可証明書の記載内容を確認し、保健室確認欄に担当者が押印します。  
\*登校許可後、早めに手続きを済ませて下さい。

### 授業欠席手続きの場合

保健室確認欄に押印した感染症登校許可証明書を自分でコピーする。  
\*授業欠席手続きで必要となる枚数分コピーして下さい。

渋谷所属の学生は教務課へ提出する  
たまプラーザ所属の学生はたまプラーザ事務課へ提出する

以下の書類を準備して下さい。

- ①感染症登校許可証明書の原本(保健室確認欄に押印があるもの)
- ②①のコピー(授業欠席手続きで必要となる枚数分)
- ③自分自身の時間割表(印刷したもの)

\*証明書や診断書の原本は本学で保管します。  
\*教務課・たまプラーザ事務課で感染症登校許可証明書のコピーを確認し、教務課確認欄に担当者が押印して返却します。  
\*追試手続きを希望される方は、その旨を申し出て下さい。  
詳しくは、右記の「追試手続きの場合」をご覧ください。

### 追試手続きの場合

渋谷所属の学生は教務課へ提出する  
たまプラーザ所属の学生はたまプラーザ事務課へ提出する

以下の書類を準備して下さい。

- ①感染症登校許可証明書の原本(保健室確認欄に押印があるもの)
  - ②自分自身の時間割表(印刷したもの)
- \*時間割表は授業時試験の科目を受験する場合のみ必要となります。  
期間内試験の科目を受験する場合は不要です。  
\*証明書や診断書の原本は本学で保管します。  
\*追試手続きの詳細は、「[授業関係の申請について](#)」のページをご覧ください。  
\*最終授業を欠席した場合の診断書等の追加提出手続きは、科目により異なります。  
詳しくは、「[試験・レポート](#)」のページをご覧ください。

### 担当教員へ提出する

授業欠席の配慮願いを提出される場合は、担当教員の指示に従い、以下の書類を準備して下さい。

- ①感染症登校許可証明書のコピー(保健室・教務課確認欄に押印がない用紙は無効)
- ②欠席届(見本を参考に自分で作成する)

\*押印がない感染症登校許可証明書(コピー)は無効です。  
\*本学では、感染症を理由とした授業欠席を認める「公休制度」は設けておりません。  
\*最終授業を欠席した場合の診断書等の追加提出手続きは、科目により異なります。  
詳しくは、「[試験・レポート](#)」のページをご覧ください。